

## 社会保障・税番号制度の円滑な導入に関する要望

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）については、地方自治体において、円滑な制度の導入に向けて取り組んでいるところである。

しかし、内閣府による調査では、国民の3割に満たない認知度との調査結果であり、いまだ国民に広く知られているとはいえない状況にある。

また、システムの改修やネットワーク構築に係る費用等について、地方自治体にも財政負担が強いられている状況にある。

については、国は円滑な制度の導入や運用について地方自治体と十分な協議を行うとともに、国の責任において次の事項について適切な措置を講じるよう要望する。

- 1 制度導入にあたっては、混乱が生じることのないよう、国民への周知を徹底するとともに、個人番号カードの普及促進に向けた必要な措置を講じること。
- 2 財政措置について、地方財政措置ではなく、システムの総合運用テスト、中間サーバーの利用、通知カード及び個人番号カードの交付、並びにマイナポータルの運用開始に要する経費等を含めた地方自治体が負担する経費の総額を補助すること。
- 3 システムの導入やネットワーク構築に係る費用について、税務システム等の関係システムの改修を含め、国庫補助上限額を設けずに地方自治体の実態に即し経費の総額を補助すること。

平成27年6月12日

全国市長会関東支部  
支部長 志賀直温